



住民税非課税世帯 に対する臨時特別 給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方が、速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。

- **支給対象世帯**
- ① 住民税非課税世帯
世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯
- ② 家計急変世帯
令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯

※①②のいずれも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

- **支給までの流れ**
- **支給額** 1世帯あたり10万円
- **支給までの流れ**
- 【住民税非課税世帯】
- ① 給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。
- ② 内容を確認し、必要事項を記入してください。
- ③ 同封した返信用封筒により必要書類を返信してください。
- **返信期限**
- 確認書に記載された通知日より3か月以内（郵送の場合は当日消印有効）

【家計急変世帯】
① 町ホームページまたは福祉課で



申請受付中 離婚等により子育て世帯への臨時特別給付金 が受けられない世帯へ

18歳以下の児童へ10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金（以下「臨時特別給付金」）について、基準日以降の離婚等により、実際に児童を養育している方が受け取れないケースが生じており、そのような方を支援するために給付金を支給します。

● 支給対象者

- 次の要件すべてを満たす方
- ① 令和3年9月1日から令和4年2月28日までの間に離婚等（離婚協議中を含む）をし、配偶者等と別居している
- ※ 離婚協議中は、その事実を証する書類が必要となります。
- ② 臨時特別給付金の支給を受けて

- 申請書等を取付してください。
- ② 対象要件に合致することを確認し、申請書に必要事項を記入してください。
- ③ 福祉課または郵送で申請書等提出してください。
- **申請期限**
- 9月30日（郵送の場合は当日消印有効）
- ◆ **申請・問い合わせ先**
- 福祉課 福祉係
- ☎ 851-2190



ごみ出しのルールを 守りましょう！

ごみの出し方について、今一度ご確認ください。

● ごみ出しのルール

- ・ 収集日当日の朝8時までに、決められた集積所（ステーション等）に出してください。
- ・ ごみは、必ず町指定のごみ袋に入れて、名前を記入して出して

- いない
- ③ 離婚等した配偶者等から、臨時特別給付金相当の金銭等を受け取っていない（金銭に限らず、配偶者等が子どものために給付金相当額を使用した場合を含む）
- ④ 申請時点において三種町に住所がある
- **支給額**
- 対象児童1人あたり10万円
- ※ 配偶者等から臨時特別給付金の一部を受け取った場合、その金額を差し引いた額を支給します。

● 申請手続等

申請期限は3月24日です。支給対象と見込まれる方はお早めにご相談ください。
※ 詳細については、町ホームページをご確認ください。

- ◆ **申請・問い合わせ先**
- 福祉課 子育て支援係
- ☎ 851-4836



清華苑業務休止期間 のお知らせ

清華苑では、高圧受電設備の更新工事において、作業停電が必要ことから次の期間は業務を休止します。

● 業務休止期間

3月14日午後～16日

- ◆ **問い合わせ先**
- 町民生活課 環境衛生係
- ☎ 851-4824

- ください。
- ・ 資源ごみは缶（青い袋）、ビン（青い袋）、ペットボトル（赤い袋）の種類ごとに分別をお願いします。
- ・ 古紙はダンボール、新聞紙、雑誌（紙箱などの雑紙を含む）を種類別に紙ひもで十字にしっかりと縛り、指定された古紙収集場所に出してください。
- ・ 「収集不可シール」が貼られたときは、そのまま放置しないで一度持ち帰り、理由を確認のうえ次の回収日に出してください。
- ・ 事業所から出るごみを家庭ごみの集積所（ステーション等）に出さないでください。事業ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。
- ◆ **問い合わせ先**
- 町民生活課 環境衛生係
- ☎ 851-4824